

都道府県センター普及啓発・広報事業（石油特会）

300百万円（100万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

我が国は「京都議定書」において温室効果ガス排出量の6%削減を約束したが、依然として温室効果ガスの排出量は減少基調に転じておらず、特に業務その他・家庭部門と運輸部門の増加が著しい。

これらの部門における温室効果ガス排出量の削減には、各地域においてその特性に応じた取組を行うことが大きな影響力を有する。

このため、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき知事が指定した都道府県地球温暖化防止活動推進センター（都道府県センター）が、その区域の住民、事業者、地球温暖化防止活動推進員等に対し、シンポジウム、セミナー等を通して代エネ・省エネ等に関する様々な情報を普及啓発・広報する事業を補助する。

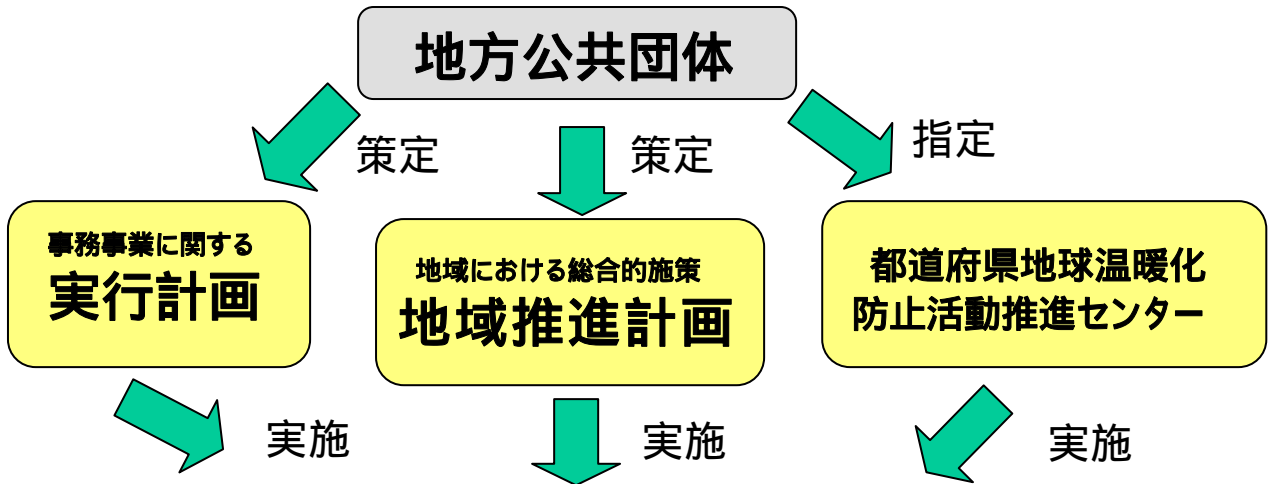
2．事業計画

都道府県センター 30ヶ所（平成17年度までに指定済みの数）に対し、10百万円を上限に定額補助

3．施策の効果

都道府県センターは、地域のNPO・企業・自治体とのパートナーシップにより運営されているため、地域住民の視線に立った効果的な普及啓発事業を企画・実施することができる組織であり、温暖化防止ミュージカル、市民出前講座、小学生向け温暖化紙芝居など地域特性を活かし創意工夫に満ちた事業の実施により、国民各界各層の意識を改革し、省エネ活動等具体的な温暖化対策の実施が期待できる。

地方公共団体率先対策補助事業



見学・体験が可能で、環境学習や普及啓発施設として活用可能なエコハウスの整備



実行計画に基づく、地方公共団体の施設の省エネ・代エネ設備の整備



地域住民等に対して行う、マスコミを活用した省エネ・代エネ普及啓発



都道府県温暖化防止活動センターが実施するシンポジウム・セミナー等普及事業に対する補助



成果

業務その他・家庭・運輸部門における排出量

事業者、国民の積極的な取組推進